



## アンケート(評価) 集団指導に欠席された事業所も提出ください

事業所名																					
種別 (当てはまるものに○)	・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護																				
管理者氏名	氏名 																				
出欠について	<input checked="" type="checkbox"/> をしてください 令和8年3月10日の集団指導に 出席した <input type="checkbox"/> 欠席した <input type="checkbox"/>																				
自己点検について	自己点検の実施について <input checked="" type="checkbox"/> をしてください(令和8年3月の状況) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施</th> <th colspan="2">基準に対する状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員基準</td> <td><input type="checkbox"/> 済</td> <td><input type="checkbox"/>適正</td> <td><input type="checkbox"/>改善の必要あり(<input type="checkbox"/>改善済)</td> </tr> <tr> <td>設備基準</td> <td><input type="checkbox"/> 済</td> <td><input type="checkbox"/>適正</td> <td><input type="checkbox"/>改善の必要あり(<input type="checkbox"/>改善済)</td> </tr> <tr> <td>運営基準</td> <td><input type="checkbox"/> 済</td> <td><input type="checkbox"/>適正</td> <td><input type="checkbox"/>改善の必要あり(<input type="checkbox"/>改善済)</td> </tr> <tr> <td>介護費・加算</td> <td><input type="checkbox"/> 済</td> <td><input type="checkbox"/>適正</td> <td><input type="checkbox"/>改善の必要あり(<input type="checkbox"/>改善済)</td> </tr> </tbody> </table> ※改善の必要があった場合は詳細を記載し速やかに改善してください		実施	基準に対する状況		人員基準	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 改善の必要あり( <input type="checkbox"/> 改善済)	設備基準	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 改善の必要あり( <input type="checkbox"/> 改善済)	運営基準	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 改善の必要あり( <input type="checkbox"/> 改善済)	介護費・加算	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 改善の必要あり( <input type="checkbox"/> 改善済)
	実施	基準に対する状況																			
人員基準	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 改善の必要あり( <input type="checkbox"/> 改善済)																		
設備基準	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 改善の必要あり( <input type="checkbox"/> 改善済)																		
運営基準	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 改善の必要あり( <input type="checkbox"/> 改善済)																		
介護費・加算	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 改善の必要あり( <input type="checkbox"/> 改善済)																		
令和9年3月末までの経過措置事項について	居宅介護支援事業所以外が対象 <input checked="" type="checkbox"/> をしてください <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>準備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産性向上の取組みのための委員会の設置の義務付け</td> <td> <input type="checkbox"/>既に設置している  <input type="checkbox"/>年 月に設置予定  <input type="checkbox"/>設置時期未定                 </td> </tr> </tbody> </table> ※令和6年度～8年度は努力義務、令和9年4月から義務 令和9年4月以降も未実施の場合は、運営基準違反となります	内容	準備状況	生産性向上の取組みのための委員会の設置の義務付け	<input type="checkbox"/> 既に設置している <input type="checkbox"/> 年 月に設置予定 <input type="checkbox"/> 設置時期未定																
内容	準備状況																				
生産性向上の取組みのための委員会の設置の義務付け	<input type="checkbox"/> 既に設置している <input type="checkbox"/> 年 月に設置予定 <input type="checkbox"/> 設置時期未定																				
その他	貴事業所からのケアマネ・主任ケアマネ資格取得支援補助金の申請意向 <input type="checkbox"/> 申請する予定(ケアマネ 名、主任ケアマネ 名) <input type="checkbox"/> 申請しない  スポットワークを活用した介護人材確保について <input type="checkbox"/> 興味がある <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 興味はない  貴事業所にて、人材不足を感じている職種 [例:看護師 ケアマネ 他] ( )																				

令和8年3月31日(火)までに小松市長寿介護課にメールください

長寿介護課メールアドレス kaigo@city.komatsu.lg.jp

## 令和7年度 小松市集団指導に関する質問票

事業所名	
サービス種別に ○を付けて下さい	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅介護支援</li><li>・介護予防支援</li><li>・認知症対応型共同生活介護</li><li>・小規模多機能型居宅介護</li><li>・看護小規模多機能型居宅介護</li><li>・認知症対応型通所介護</li><li>・地域密着型通所介護</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li></ul>
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
質問内容	

○サービス種類ごとに提出してください。

○質問の受付対象となるのは、小松市の所管の居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所となります。その他のサービス事業所の方は所管先へお問い合わせください。

提出先：小松市長寿介護課(指定・給付担当)

メール：kaigo@city.komatsu.lg.jp

## 1. 要介護認定調査委託の実績報告及び請求書の取扱いについて

### (1) 令和8年3月分の調査委託料の請求について

通常、委託料は調査を実施した月ごとに請求していただいておりますが、

3月に調査を依頼した分は、4月に調査しても、3月分としてご請求ください (例②)

例	調査依頼日	調査日	請求月	請求日
①	3/25	3/31	3月分として	4/10
②	3/25	4/2	3月分として	4/10

#### ※ 委託料の請求区分について

請求区分は、対象者の自宅等や 調査員が所属する法人とは別法人の施設等で行う調査は「訪問」、調査員が所属する法人の施設等で行う調査は「自施設」とします。調査場所までの距離や、対象者が利用しているサービスの形態を問わず、調査場所がどこであるかによって区別しています。

#### ※ 請求日について

委託料は調査いただいた翌月10日が請求書の提出締切日です。

⇒ 必ず期日までの提出をお願いいたします。やむを得ず遅れる場合はご相談ください。

## 2. 要介護認定調査における「中1週間ルール」の徹底について

要介護認定調査の実施にあたり、調査員マニュアルに記載のとおり、過去 1 週間のより頻回な状況で判断する項目があることから、**認定調査実施日当日から過去1週間に入退院や居所の変更がない日時**を設定しております。居宅介護支援事業所等の皆様におかれましては、調査日の把握はもちろん、入退院やショートステイ等の変更などがございましたら、判明次第、なるべく早めにご連絡いただきますよう、お願い致します。なお、個別に相談が必要なケース(毎週末ショートステイ等を利用する場合など)は、必ず小松市長寿介護課認定担当までご相談下さいませよう、お願い致します。なお、委託の認定調査についても同様ですので、ご留意ください。

(例) 3月4日(水)退院された場合、認定調査は3月12日(木)以降に実施することになります。

3/1 (日)	3/2 (月)	3/3 (火)	3/4 (水)	3/5 (木)	3/6 (金)	3/7 (土)
			退院日 起算日 (0日)	調査不可		
3/8 (日)	3/9 (月)	3/10 (火)	3/11 (水)	3/12 (木)	3/13 (祝)	3/14 (土)
調査不可				調査可能	調査可能	調査可能

※調査不可の期間中に再入院等居所の変更事由が発生した場合は、再度起算日(0日)として計算し直します。

### 3. 末期がん等により緊急の対応を要する認定調査について

認定申請が行われても、認定調査が完了するまでに亡くなられた場合は、認定調査票や主治医意見書など審査判定に必要な資料が揃わず、審査・判定を行うことができないため、申請は取下げすることになります。そのような状況になることを避けるため、**がん末期等により短期間のうちに死亡の恐れがあり、早めの認定調査が必要な場合**には、可能な限り対応させていただきますので、認定担当までご連絡ください。

### 4. 認定調査委託に係る調査票及び特記事項の記載方法について

・・・認定担当（資料1-2、資料1-3）

認定調査票及び特記事項の記載上の留意事項を配布しますので、認定調査員の皆様におかれましては、必ずご一読の上、ご記載いただきますようお願い致します。

### 5. 被保険者証等及び認定結果通知の窓口受け取りの委任について

・・・認定担当（資料1-4）

昨年度に委任状の様式を変更いたしました。被保険者本人に代わって、介護支援専門員（ケアマネジャー）、高齢者総合相談センター職員、または施設・医療機関などの職員が、要介護認定等結果通知書及び介護保険被保険者証等を受け取りする場合、委任状の提出があれば受け取りが可能です。

様式については、ホームページにてダウンロードができます。

### 6. 新規認定調査員研修について

令和8年度研修受講方法

第1回：ハイブリッド形式（オンライン+会場）で開催（R8.4.17）

⇒申込日を過ぎると、第2回研修開催開始まで受講ができません。

第2回：オンデマンド形式（e-ラーニングシステムを活用）で開催（前年度は8月以降）

⇒前月までに申込すれば月次で受講が可能な形式です。

令和8年度第2回研修の受講開始日は現時点で未定です。詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。**令和8年度第2回研修が受講可能になるまでの数か月は、現行どおりの月次の受講申込はできなくなることが想定されますので、ご注意ください。**

問い合わせ先  
小松市役所 長寿介護課  
認定担当 TEL:(0761)24-8147

# 令和7年度の運営指導 における指導事例から

---

小松市長寿介護課

# 目次

1. サービス共通事項

2. 居宅介護支援

3. 認知症対応型共同生活介護

4. 地域密着型通所介護

5. その他

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 1	利用者への内容及び手続きの説明及び同意
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用契約書、重要事項説明書、各同意書に日付や署名漏れがあった</li><li>・ 利用契約書、重要事項説明書、各同意書の内容が見直されておらず古いままのものがあった</li></ul>
指導	<p>利用者は<b>介護サービス事業者を自由に選択できる</b>ことが基本です。</p> <p>利用申し込みの際には、運営規程の概要や職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制など、利用者のサービス選択に必要な重要事項について、丁寧に分かりやすく説明し、書面により同意を得てください。</p> <p>報酬改定などにより料金に変更になる場合も、書面を交付することにより説明してください。</p>

# 1. サービス共通事項

事例 1 – 2	高齢者虐待防止のための措置について
指摘事項	虐待防止のための指針の内容が不十分であった
指導	虐待の防止のために取り組むことが義務付けられている事項 1. 虐待防止委員会を定期開催し、その結果を職員に周知 2. 虐待防止のための指針の整備 3. 職員研修の定期実施 4. 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置 具体的な取り組み内容については各サービスの解釈通知※をご確認ください →未実施の場合は減算（1/100）となります

※解釈通知...指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(H18.3.31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)  
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(H11.7.29老企第22号) など

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 3	会計の区分について
指摘事項	事業所ごとに会計を区分していなかった
指導	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分し、事業ごとの収支が分かるようにしてください 会計処理の具体的な方法は、国通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（H13.3.28 老振発第18号）で示されています

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 4	個人情報の取扱いについて
指摘事項	利用者や家族の個人情報が含まれる書類が、鍵のない棚や鍵のない事務室に保管されていた
指導	従業員以外の者が個人情報の閲覧や持ち出しができないよう、 <b>施錠できる場所</b> に適切に保管してください

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 5	事故発生時の対応について
指摘事項	サービスの提供により事故が発生し、医療機関を受診したにもかかわらず、事故報告が提出されていなかった
指導	<p>以下のような事故が生じた場合は、市へ報告をしてください</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サービスの提供による利用者のケガ（受診あり）又は死亡事故の発生</li><li>・食中毒及び感染症の発生（利用者10人以上または全利用者の半数以上）</li><li>・職員の法令違反・不祥事件等の発生</li><li>・その他、報告が必要な場合（個人情報紛失、行方不明、盗難事案など）</li></ul> <p>また、再発防止のために<b>事故原因の分析</b>と<b>再発防止策の検討</b>を行い、職員間で周知徹底してください</p>

詳細は小松市ホームページを確認し、掲載の様式を使用してください

<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1039/1/1/14712.html>

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 6	変更届の提出について
指摘事項	変更届の提出時に、資格者証や研修の修了証書の写しが添付されていない
指導	<p>管理者や計画作成担当者に変更があり、変更届を提出する際は、資格要件を満たしているか確認できるように、資格者証や、受講が義務付けられている研修の修了証書の写しを添付してください</p> <p>なお、職員の異動等の際には、必ず資格や研修の受講要件を確認してください</p>

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 7	常勤換算の方法について
指摘事項	非常勤の従業員の休暇や出張の時間を勤務時間に算入していた
指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常勤の従業員の休暇や出張の時間は、サービス提供に従事する時間とは言えないので、常勤換算する場合の勤務延べ時間数には含めないでください</li><li>・常勤の従業員については、<u>常勤換算方法による人員基準が定められている人員</u>においては、休暇や出張の期間が、1月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものとして取り扱うことができます</li></ul>

参照：H14年3月28日 事務連絡 運営基準等に係るQ&A 問I

# 1. サービス共通事項

事例 1 – 8	処遇改善加算について
指摘事項	処遇改善加算の取組み内容について、介護職員へ周知されていなかった
指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護職員等処遇改善計画書</li><li>・ 任用要件・賃金体系の整備</li><li>・ 資質向上のための研修の実施等</li><li>・ 昇給の仕組みの整備（IVを除く）</li></ul> について、全ての介護職員に周知してください

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 9	掲示について
指摘事項	事業所の玄関等に掲示してある運営規程や運営推進会議の記録について、内容の古いものがあった
指導	各種掲示物や閲覧用の記録等は、最新のものにしてください

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 10	重要事項のウェブサイトへの掲載について
指摘事項	重要事項がウェブサイトに掲載されていなかった
指導	<p>令和7年度より重要事項のウェブサイトへの掲載が義務付けられています 介護事業所の運営規程の概要等の重要事項については、これまでの「書面 掲示」に加えてウェブサイト※で公表してください</p> <p>※法人のホームページ又は介護サービス情報公表システムに掲載</p>

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 11	各種マニュアルや緊急連絡網について
指摘事項	各種マニュアルや緊急連絡網について、内容の古いものがあった
指導	各種マニュアルや緊急連絡網は、適宜確認と見直しを行い、実効性のあるものとしてください

# 1. サービス共通事項

事例 1 - 1 2	非常災害対策について
指摘事項	非常口付近に歩行器等が置かれていた
指導	避難時に通行の妨げとなる可能性があるため、障害となるものは置かず、常に避難経路を確保しておいてください 介護事業所に置ける防災対策の強化については、厚労省課長通知「介護保険施設等における防災対策の強化について」（平成24年4月20日 老総発0420第1号）を参照ください

## 2. 居宅介護支援

事例 2 - 1	サービス事業所に関する情報提供について
指摘事項	サービス事業所を紹介するための情報（パンフレットや一覧表、閲覧用のPCなど）が用意されていなかった
指導	<p>居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者自身がサービス事業所を自由に選択できることが基本であり、<b>特定の法人やサービスに偏ることのないよう、公正中立に行わなければなりません</b></p> <p>利用者の選択に資するよう、サービス事業所に関する情報を広く提供して下さい。</p>

## 2. 居宅介護支援

事例 2 - 2	同一建物減算について
指摘事項	隣接する敷地に所在する有料老人ホームに居住する利用者について、同一建物減算を適用していなかった
指導	令和6年度の介護報酬改定により、利用者が ①指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物 ②隣接する敷地内の建物 ③指定居宅介護支援事業所と同一の建物 ④1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物 に居住する場合には、所定単位数の95%の算定となります

## 2. 居宅介護支援

事例 2 - 3	特定事業所集中減算の判定に係る計算書について
指摘事項	特定事業所集中減算の要件に該当するかを判定する計算書が作成されていなかった
指導	<p>居宅介護支援事業所は、毎年度 2 回、特定事業所集中減算の要件の該当の有無の判定を行い、該当した場合は、減算を適用してください</p> <p>①判定期間 3月～8月 → 減算適用期間 10月～3月 ②判定期間 9月～2月 → 減算適用期間 4月～9月</p> <p>減算が適用されない場合でも、計算書を作成し5年間保存してください</p>

## 2. 居宅介護支援

事例 2 - 4	居宅介護支援経過等の記載について
指摘事項	居宅介護支援経過等の記載事項に不足があった
指導	利用者にサービス利用票を交付したことや、モニタリングを行った場所と相手方、サービス担当者会議を欠席した事業所からの意見照会の結果などは、居宅介護支援を適切に行っていることを示すものになりますので、適切に記録しておいてください

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1	人員基準について
指摘事項	常勤の従業者が超過勤務を行うことにより、職員が不在となる時間を穴埋めしていた
指導	超過勤務（残業）をもって人員基準を満たすことは認められません 介護従業者の勤務時間数の合計が、当該事業所に置いて確保すべき勤務延べ時間数を満たしている場合でも、 <b>常時、介護従業者が1人以上確保されるよう、適正に人員を配置してください</b>

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 2	認知症介護基礎研修について
指摘事項	無資格の介護従業者に認知症介護基礎研修を受けさせていなかった
指導	<p>事業者は、介護に直接携わる、医療・福祉関係資格を有さない職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられています</p> <p>新たに採用した従業者については、採用後 1 年以内に研修を受けさせてください</p>

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 3	認知症であることの確認について
指摘事項	認知症であることが確認できない利用者がいた
指導	認知症対応型共同生活介護を利用できるのは、認知症である人のみです 認知症であるかを判定できるのは医師のみであることから、入居に際し、主治医の診断書や意見書などにより認知症であることを確認してください 診断書等の書類が無い場合でも、サービス担当者会議で医師に確認したり、照会するなどし、確認した結果を記録として残しておいてください

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 4	運営規程について
指摘事項	運営規程において、 <b>介護予防</b> 認知症対応型共同生活介護に関する内容が含まれていなかった
指導	<p>要支援 2 の方は、<b>介護予防</b>認知症対応型共同生活介護の対象者となります <b>介護予防</b>認知症対応型共同生活介護の指定も受けている場合は、運営規程において、<b>介護予防</b>認知症対応型共同生活介護についても規程してください</p> <p>なお、要支援の方に対しては、できる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することに留意してください</p>

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 5	重要事項説明書について
指摘事項	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の記載がなかった
指導	利用者のサービスの選択に資するため、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」を説明してください。

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 6	認知症対応型共同生活介護計画の作成について
指摘事項	計画が画一的で、利用者の意向や心身の状況が反映されていなかった
指導	利用者の認知症の症状の進行を緩和し、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、それぞれの利用者の意向や心身の状況に応じて、外出の機会を設けたり地域での行事に参加するなど、多様な活動の確保に努めてください

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 7	地域との連携について
指摘事項	事業所や利用者が、町内会や地域の住民との関わる機会が少ない
指導	地域密着型サービス事業の運営にあたっては、町内会や地域の住民等と連携及び協力を行い、地域との交流を図らなければなりません 運営推進会議に、地元町内会の役員や民生委員等に出席していただいたり、地域の行事に参画するなどし、 <b>地域に開かれた事業運営</b> を行ってください

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 8	協力医療機関に関する届出について
指摘事項	協力医療機関に関する届出書が市に提出されていない
指導	年に1回以上、協力医療機関と、利用者の急変時等における対応を確認するとともに、 <b>協力医療機関の名称や取り決め内容</b> を小松市長寿介護課に届け出てください。（協力医療機関連携加算の取得の有無に関わらず）

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 9	医療連携体制加算について①
指摘事項	医療連携体制加算の算定要件である看護師について、加算の要件を満たす上で必要とされるサービスを行っていなかった
指導	看護師としての基準勤務時間数は設定されていませんが、必要とされる具体的なサービスとしては、 <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者に対する日常的な健康管理</li><li>・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡、調整</li><li>・看取りに関する指針の整備</li></ul> などを想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間が確保できていることが必要です

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 0	医療連携体制加算について②
指摘事項	医療連携体制加算の算定要件である看護師について、算定要件を満たす人員が配置されていなかった
指導	医療連携体制加算（I）の看護職員の配置要件は以下のとおりです （イ）当該事業所の職員として看護師を常勤換算で1人以上 （ロ）当該事業所の職員として看護師又は准看護師を常勤換算で1人以上 （ハ）当該事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1人以上

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 1	医療連携体制加算について③
指摘事項	医療連携体制加算の算定要件である看護師の勤務時間について、勤務表及び出退勤の管理において明確に管理されていなかった
指導	医療連携体制加算の算定要件となる看護師（准看護師）について、当該事業所において看護師としての業務に当たる場合には、勤務表において勤務時間を明記するとともに、出退勤の管理においても、勤務時間を明確にしてください

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 2	医療連携体制加算について④
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重度化した場合の対応に係る指針が整備されていなかった</li><li>・ 重度化指針について入居時に利用者への説明と同意がなかった</li></ul>
指導	<p>医療連携体制加算の算定要件として、</p> <p>「重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ていること」</p> <p>が必須です</p> <p>必ず入居の際に説明し、同意を得てください</p>

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 3	看取り介護加算について
指摘事項	看取り介護加算の取得のための同意書の内容に不足があった
指導	<p>看取り介護加算は、事業所を退居した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、死亡月にまとめて算定するため、利用者にとっては、事業所に入居していない月も自己負担を請求される場合があります。</p> <p>また、入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、同意を得ておく必要があります。</p> <p>上記について利用者とその家族に説明し、文書にて同意を得てください。</p>

### 3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 4	栄養管理体制加算について
指摘事項	管理栄養士が技術的助言や指導を行っている記録が整備されていなかった
指導	管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていることが分かるよう、以下の事項を記録してください イ 当該事業所において利用者の栄養ケアを推進するための課題 ロ 当該事業所における目標 ハ 具体的方策 ニ 留意事項 ホ その他必要と思われる事項

## 4. 地域密着型通所介護

事例 4 - 1	生活相談員の配置について
指摘事項	生活相談員の配置が 1 名であるため、休暇取得時等の代替職員がいない
指導	<p>地域密着通所介護事業所の生活相談員については、サービス提供日ごとに、サービス提供時間中は常に配置されている必要があります</p> <p>生活相談員の配置が 1 名の場合、その職員の休暇等により配置基準を満たさなくなることから、複数配置するなどしておくことが望ましいです</p> <p>なお、生活相談員が、サービス担当者会議や地域ケア会議に出席する時間、利用者宅での相談・援助の時間、社会資源の発掘・活用のための時間などは、勤務の時間に含めることができます</p>

## 4. 地域密着型通所介護

事例 4 - 2	サービス提供体制強化加算について
指摘事項	従業者常勤換算一覧表が作成されていなかった
指導	毎年度、従業者常勤換算一覧表を作成し、サービス提供体制強化加算の算定要件を満たしているかを確認してください 要件を満たしていない場合は、速やかに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」にて変更・廃止の届出を提出してください

## 5. その他（過誤調整について）

今年度の指導において、加算の要件を満たしていないことが分かり、支払い済みの介護報酬について過誤調整となった事例が複数ありました。

各加算を取得するにあたっては、**国の報酬に関する基準や解釈通知を確認し、要件を満たしているか十分確認した上で、請求をしてください。**

過誤調整とは、事業者が、誤りのあった審査決定済（支払い済）の介護報酬の請求を取り下げて、改めて正しい請求を行う場合の手続のことを言い、2種類の方法があります。

①**通常過誤**…誤った介護給付費明細書の取下げ（過誤調整）を行い、国保連から「過誤決定通知書」が届いた翌月に、正しい請求を行うもの。

②**同月過誤**…誤った介護給付費明細書の取下げ（過誤調整）と、正しい請求を、同月に行うもの。誤った請求分と正しい請求分の差額だけの調整となります。

ただし、②**同月過誤**については、**指導・監査等により、膨大に過誤処理が必要になった場合に、保険者と協議・調整の上で実施することになり、国保連合会との事前調整も必要になりますので、必ず保険者に相談してください。**

## 5. その他（国の基準と解釈通知一覧）

### 【指定居宅介護支援】

人員・運営基準	<a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100038">指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号） https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100038</a>
人員・運営基準の解釈通知	<a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4366&amp;dataType=1&amp;pageNo=1">指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日）（老企第22号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4366&amp;dataType=1&amp;pageNo=1</a>
報酬算定の基準	<a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa0254&amp;dataType=0&amp;pageNo=1">指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日）（厚生省告示第20号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa0254&amp;dataType=0&amp;pageNo=1</a>
報酬算定の基準の解釈通知	<a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4378&amp;dataType=1&amp;pageNo=1">指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日）（老企第36号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4378&amp;dataType=1&amp;pageNo=1</a>

## 5. その他（国の基準と解釈通知一覧）

### 【指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス】 その①

人員・運営基準	<a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7858&amp;dataType=0&amp;pageNo=1">指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚労省令第34号）</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7858&amp;dataType=0&amp;pageNo=1">https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7858&amp;dataType=0&amp;pageNo=1</a>
人員・運営基準 （介護予防）	<a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000100036">指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚労省令第36号）</a> <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000100036">https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000100036</a>
人員・運営基準 の解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

## 5. その他（国の基準と解釈通知一覧）

### 【指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス】 その②

報酬算定の基準	<a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7862&amp;dataType=0">指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労省告示第126号)</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7862&amp;dataType=0">https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7862&amp;dataType=0</a>
報酬算定の基準 (介護予防)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7864&amp;dataType=0&amp;pageNo=1">指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労省告示第128号）</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7864&amp;dataType=0&amp;pageNo=1">https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7864&amp;dataType=0&amp;pageNo=1</a>
報酬算定の基準 の解釈通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（解釈通知）（平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018厚労省通知）
施設基準	<a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab4584&amp;dataType=0">厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚労省告示第95号）</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab4584&amp;dataType=0">https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab4584&amp;dataType=0</a>

# 介護保険制度改革事項・ 留意事項等について

---

# 目次

はじめに 事前質問への回答

1. 電子申請届出システム利用の原則化について
2. 令和8年度介護分野の職員の処遇改善について
3. 生産性向上の取組みについて
4. 高齢者虐待の防止について
5. ケアマネ・主任ケアマネ資格取得支援について
6. カスタマーハラスメント対策の義務化について
7. スポットワークを活用した介護人材確保について
8. 補助により取得した施設・設備の財産処分について
9. 福祉イノベーション補助金について
10. ケアプラン点検について
11. 暫定ケアプランについて
12. 第10期計画に向けた各種調査の実施について

# 始めに 事前質問への回答

質問の要旨	<p>(居宅介護支援事業所より質問) オンラインモニタリングについて、小松市の考えを確認したい</p>
質問	<ul style="list-style-type: none"><li>・厚生労働省が示しているオンラインモニタリングの実施の流れで問題ないか</li><li>・「サービス担当者からの情報提供」については、厚生労働省が示している「モニタリングに係る情報連携シート（別紙3）」に基づき、代替手段で「同等の情報が確認できること」を書面等で確認できれば問題ないか</li><li>・要支援の場合「利用者の同意を文書で得る」のは、各包括から文書で利用者への同意を得る必要があるのか</li></ul>

# 事前質問への回答

回答	<ul style="list-style-type: none"><li>・ オンラインによるモニタリングについては、<b>国の基準</b>及び<b>解釈通知</b>及び関連の<b>Q&amp;A</b>等に基づき行ってください（市独自の方針やルールはありません）</li><li>・ 「サービス担当者からの情報提供」の方法については、R6介護報酬改定に関するQ&amp;A（R6.3.15）の問108、問109が参考になりますので確認してください</li><li>・ 要支援の利用者については、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が基準に基づき行うこととなります</li></ul>
参照 【居宅介護支援】	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準：第13条第14号 解釈通知(平成11年7月29日老企第22号)：3 運営に関する基準 (8) ⑮モニタリングの実施 (第14号)
参照 【介護予防支援】	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準：第30条第16号 解釈通知(平成18年3月31日 老振発第0331003号、老老発第0331016号)：4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ⑰モニタリングの実施 (第16号)
関連Q&A	R6介護報酬改定に関するQ&A Vol.1（R6.3.15）の問106～問111 R6介護報酬改定に関するQ&A Vol.3（R6.3.29）の問5

# 1. 電子申請届出システム利用の原則化について

---

- ・令和7年4月から、介護サービスに係る指定申請等がWEB上でできる「電子申請届出システム」の運用を始めています
- ・電子申請できる手続きは、指定申請、廃止・休止・再開届出、変更届出、更新申請、加算の届出です
- ・令和8年4月からは、介護保険法に基づく本市への申請・届出は、原則として同システムを利用してください（やむを得ない事情によりシステムを利用できない場合は、長寿介護課に連絡した上で、電子メールや紙媒体による申請も可能。）
- ・小松市ホームページ 介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」について  
<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1039/1/17578.html>
- ・厚生労働省 電子申請・届出システムのページ  
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

## 2. 令和8年度介護分野の職員の処遇改善について

---

- ・ 令和8年度介護報酬改定において、介護分野の職員の処遇改善が行われます（令和7年度分については補助金という形で実施）
- ・ 令和8年6月から、現行の「介護職員等処遇改善加算」が拡充・再編される形
- ・ 対象を介護職員だけでなく、介護従業者にも拡大し幅広く実施
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者にも上乗せ加算区分を設ける
- ・ これまで算定の対象外だった居宅介護支援、介護予防支援、訪問看護・訪問リハビリテーションが新たに対象となる
- ・ 処遇改善計画書については、令和8年4月15日までに提出してください  
(居宅介護支援のみなど、新規事業所のみ事業者は6月15日まで)
- ・ 令和8年度からの計画書様式は、厚労省から示され次第、メールにて通知し小松市HPに掲載します

## 令和8年度介護報酬改定の概要

## 概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

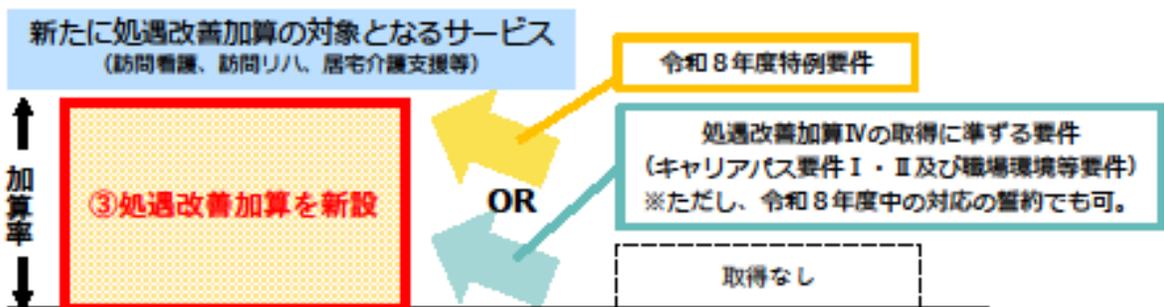
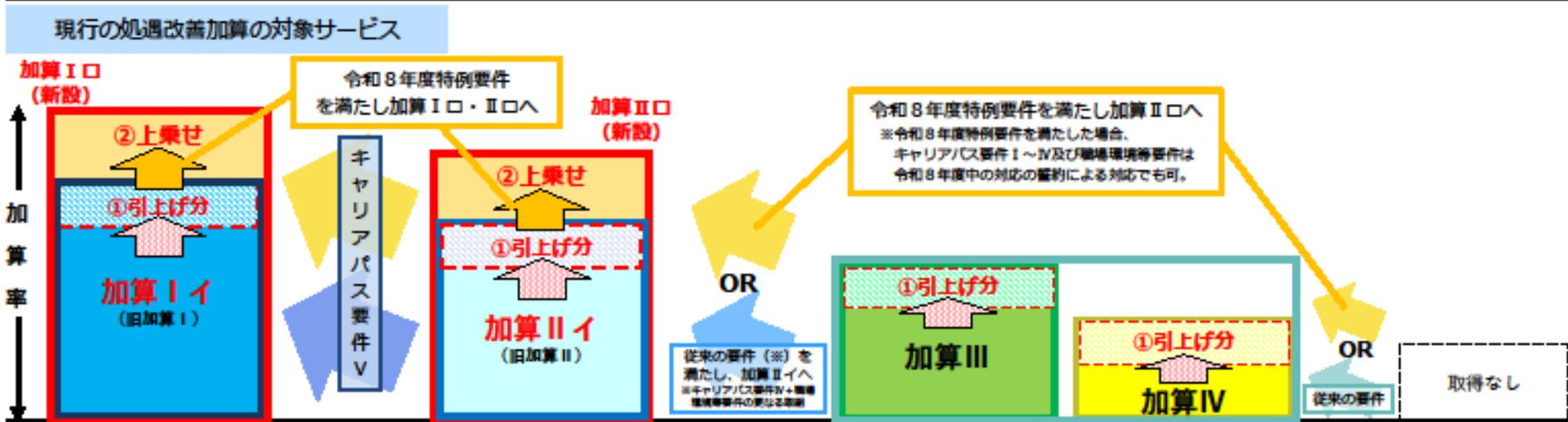
## 令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
  - ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
  - ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

- 概要**
- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。  
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
  - 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
    - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
    - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
    - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。



注) 令和8年度特別要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等  
→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告

イ) 施設サービス等  
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告  
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

## 介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率	サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
		Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
		Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
	訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
	夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
	訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
	通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
	地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
	通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
	特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
	認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
	小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
	看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
	認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
	介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
	介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%
	<b>サービス区分</b>	<b>介護職員等処遇改善加算（新設）</b>					
	訪問看護★	1.8%					
	訪問リハビリテーション★	1.5%					
	居宅介護支援・介護予防支援	2.1%					

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。  
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

## 介護職員等处遇改善加算の拡充③

取得要件	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の介護職員分の  
**加算率を上乗せ**

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。  
 ※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。  
 ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。  
 イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。  
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。  
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

### 3. 生産性向上の取組みについて

・令和6年度改正により、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、**生産性向上の取組みのための委員会**の設置が義務付けられています

設置の目的

利用者の安全

介護サービスの質の確保

職員の負担軽減

- ・義務付けの対象サービスは、施設系、短期入所系、居住系、多機能系サービスです
- ・委員会は定期的を開催することとし、開催頻度は、形骸化しないよう各事業所の状況に応じて決めるのが望ましいですが、『生産性向上推進体制加算』を算定する場合は、3カ月に1回以上開催してください
- ・厚生労働省が示す「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めてください <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>
- ・令和6年度～8年度は経過措置期間として努力義務ですが、令和9年4月からは義務となりますので、まだ取組みを行っていない事業所は、**令和8年度中に整備をしてください**

## 4. 高齢者虐待の防止について① 通報の義務

---

- ・ 高齢者虐待防止法に基づき、要介護施設の従業者が、業務に従事している施設において、**従業者等による虐待**を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかに、施設が所在する市町村に通報する義務**があります
- ・ また、**養護者**（施設従事者以外の者。家で介護している家族など）や、**業務に従事している施設以外の施設従業者等**から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合で、  
生命又は身体に重大な危険が生じている場合 → **速やかに市町村に通報（義務）**  
上記以外の場合 → **市町村に通報（努力義務）**
- ・ 養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません
- ・ 高齢者虐待の早期発見および防止・保護につなげるために、法令遵守をお願いします

## 4. 高齢者虐待の防止について② 高齢者虐待の例その1

種 類	内 容	具 体 例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ち、つねる、殴る、蹴る、やけどさせるなどの暴力</li> <li>・本人に向けて物を投げつける、刃物を近づける</li> <li>・移動の際に無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる</li> <li>・身体を拘束し自分で動くことを制限する（ベッド柵、つなぎ服、意図的に薬を過剰摂取させて動きを抑制など）</li> <li>・外から鍵をかけて閉じ込める</li> </ul>
介護・世話の放棄・放任（初〆外）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴させず異臭がする、爪や髪が伸び放題</li> <li>・皮膚や衣服、寝具が汚れている</li> <li>・水分や食事を十分に与えず脱水や栄養失調の状態にある</li> <li>・ゴミを放置する、冷暖房を使わせないなど劣悪な住環境</li> <li>・必要な介護・医療を相応の理由なく使わせない</li> <li>・同居人等による虐待行為を放置する</li> </ul>

## 4. 高齢者虐待の防止について③ 高齢者虐待の例その2

種 類	内 容	具 体 例
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗、食べこぼしなどを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>・侮辱を込めて子どものように扱う</li> <li>・本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする</li> <li>・家族や親族、友人等との団らんから排除する</li> </ul>
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にする</li> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいからと下半身を裸にしたり下着のまま放置する</li> <li>・人前で排泄をさせたりおむつ交換をする</li> <li>・キス、性器への接触をする</li> </ul>
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない</li> <li>・入院や受診、介護保険サービスに必要な費用を滞納する</li> <li>・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する</li> <li>・施設入所しているのに同意なく自宅の改造費に預金を使う</li> </ul>

## 5. ケアマネ・主任ケアマネ資格取得支援について

---

- ・令和8年度、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び主任介護支援専門員の資格取得を支援する補助金制度を新設します
- ・対象は、ケアマネ資格または主任ケアマネ資格を新たに取得してから1年以内の人
- ・小松市内の介護事業所に勤務しているか、勤務する予定の人
- ・資格取得に要した試験・実務研修にかかった費用を対象に、5万円を上限に交付
- ・詳細は3月中に市HPなどでお知らせします

## 現状と課題

支援ニーズの増加と多様化

職員の負担増

なり手不足

人材育成の負担

職員の高齢化

## 取組の方向性

介護や障害福祉サービスの  
相談支援を担う人材の  
**確保と育成**

将来に向けた  
安定的な  
サービス提供

## 介護ケアマネジャー(介護支援専門員)

### 新 介護支援専門員資格取得支援補助金

予算額: 100万円

【対象者】 新たにケアマネジャー資格または主任ケアマネジャー資格を取得し、市内の指定介護事業所に勤務する(予定の)人

【対象経費】 資格取得試験及び実務研修費用

【補助額】 実支出額の10/10(上限5万円)

## 福祉相談支援専門員

### 新 相談支援専門員資格取得奨励金

予算額: 45万円

【対象者】 市内障害福祉サービス等事業所に所属し、相談支援専門員資格等の研修を修了した人

【補助額】 定額 3万円

### 新 相談支援事業推進補助金<sup>(R8~10年度事業)</sup>

予算額: 540万円

【対象者】 新たに常勤専従の相談支援専門員を1名配置した市内の相談支援事業所の運営法人

【補助額】 定額 15万円×12ヵ月  
(新規配置に係る収支のマイナス相当を補助)



## 6. カスタマーハラスメント対策の義務化について

---

- ・令和7年6月に「改正労働施策総合推進法」が成立し、全ての産業に対してカスタマーハラスメント（カスハラ）対策が義務化されることとなりました
- ・介護現場においても、令和8年10月1日から、全介護事業者に対してカスハラ対策が義務化される予定です
- ・現行基準では、セクハラ、パワハラは既に義務化されており、カスハラは努力義務  
→カスハラも義務付けの対象になります
- ・事業者には、利用者や家族からの暴言や過度な要求等から従業員を保護し、離職防止のための措置が義務付けられます
- ・具体的な内容は今後、国から示されます
- ・令和8年度、本市主催の介護事業所向けカスハラ対策研修を開催予定です

## 7. スポットワークを活用した介護人材確保について

---

- ・「スポットワーク」とは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くことを指しますが、ここでは、アプリを利用して、「働きたい時間」と「働いてほしい時間」をマッチングするサービスを利用した働き方のことを言います
- ・令和7年12月に、雇用仲介アプリを提供する株式会社タイミーと、小松市、小松商工会議所の3者が「多様な担い手の確保を通じた小松市内の経済活性化に関する連携協定」を締結し、3者が連携して、市内の事業者の人材確保や多様な働き方の推進に取り組んでいます
- ・例えば、資格や経験が不要なシーツ交換や掃除、洗濯、調理補助や送迎など、2～3時間のお仕事を、必要な時だけ募集することができます
- ・スポットワークを利用して働いた人が正規雇用につながるなど、介護人材確保の入り口として活用することも期待できます
- ・興味のある事業所に対し、個別に説明を行うので市長寿介護課までご連絡ください

## 8. 補助により取得した施設・設備の財産処分について

---

- ・施設整備（ハード）補助金・交付金で取得した財産には、その財産の耐用年数※が経過するまでは、財産の処分に対して制限がかかります。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）に定める償却期間

- ・処分とは、「転用」「譲渡」「交換」「貸付」「取壊し」「廃棄」を言います。
- ・耐用年数が経過する前にこれらの処分（事業の廃止や移転等）を行うことになった場合には、**必ず事前に市に相談ください**
- ・経過年数や処分の内容によっては、**補助金の返還が必要な場合があります**

## 9. 福祉イノベーション補助金について

---

- ・介護従事者の業務負担軽減や、より質の高いサービス提供を目的として、介護ロボットやICT機器の導入費用の一部を助成します
- ・補助金額は、
  - 購入の場合 : 補助率 1 / 2、
  - レンタル・リースの場合 : 補助率 2 / 3 (12カ月分まで)補助金の上限額は、事業所ごとに50万円です
- ・補助対象となるのは、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、入浴支援などの機器導入費用です
- ・令和8年度については、4月以降に小松市ホームページに掲載するとともに、各事業所へメールでお知らせする予定です

# 10. ケアプラン点検について

---

- ・令和8年度も、介護給付費適正化と、ケアマネジメントのプロセスを確認することを目的として、居宅介護支援事業所を対象にケアプラン点検を行います
- ・利用者の尊厳の保持と、自立支援に資する適切なケアマネジメントとなっているかを、市とケアマネジャーと一緒に検証、確認するものです
- ・厚生労働省が示す「ケアプラン点検支援ツール」を利用して行います

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/hoken/jissi\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/hoken/jissi_00005.html)

- ・ケアプラン点検を行う事業所には、市から文書で依頼しますので、ご協力をお願いします

# 1 1. 暫定ケアプランについて

---

- ・令和6年度から、市への暫定ケアプランの提出は不要としていますが、以下のような場合には**暫定ケアプランの作成が必要**です
  - ✓新規に認定申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービス利用する場合
  - ✓区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービス利用する場合
  - ✓更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合
- ・暫定ケアプランを作成する場合においても、運営基準で定められているアセスメントやサービス担当者会議といった一連の業務を行ってください
- ・認定の見込みが要支援か要介護か判断できないときは、必ず居宅介護支援事業所と高齢者総合相談センターで相互に連携してケアプランを作成してください
- ・予め事業所の名称が印字された保険証が本人に届く場合がありますが、その場合でも、**必ず保険証で要介護度等を確認してください**（見込みと異なる認定結果が見過ごされているケースがあります）

## 12. 第10期計画に向けた各種調査の実施について

令和8年4月以降、順次メールにて調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

調査名	対象
居所変更実態調査	老健、特養、グループホーム、有料老人ホーム等
介護人材実態調査	法人及び全ての施設・通所・訪問事業所
介護サービス事業者調査	法人
地域密着型事業所調査	グループホーム、地域密着型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等
介護支援専門員に関する調査 （介護サービス供給量に関する調査）	居宅介護支援、（看護）小規模多機能型居宅介護、グループホーム、地域包括支援センター